

2025年6月16日

徳島大学長
河村保彦殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 山口裕之

入試手当(案)に関する団体交渉の申し入れについて

徳島大学の発展に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、本年5月9日付で送付させていただきました「入試手当支給細則に関する申し入れ文書」においても指摘いたしましたとおり、現在導入が検討されております入試課による入試手当(案)には、種々の問題が内包されていると考えております。現状の問題点、入試課による案の問題点、それらを解決するための対案については、総合科学部にても検討し、別紙の文書が全学入試委員会宛に送付されております。私どもとしても、下記のとおり、総合科学部と同様の対案を提案し、残る課題につき協議したいと考えております。それをもとに、よりよい制度の実現を期したいと考えております。

なお、言うまでもないことですが、労働基準法第2条では「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」と定められております。手当は給与の一部であり、当然に組合との団体交渉により決定されるべきものです。つきましては、本件について団体交渉を申し入れさせていただきます。

まずは日程調整につき、候補日をいくつかお知らせください。おおむね2週間以内でのご回答をお願いいたします。よろしくお取り計らいください。

記

【入試手当のあり方の提案】

- 作問について
 - ・ 「会議時間」については実働時間を作問担当者自身が帳簿に付け、作問責任者が確認の上、「実働時間×時間当たり単価」にて、業務の発生した月に支給する。
 - ・ 「会議に持ち寄る原案の作成」については、実働時間を計ることが困難なので、2万円程度の定額とし、会議時間の手当とは別途、入試業務の終了した月に支払う。
 - ・ 「作問責任者」についても、実働時間を計ることが困難なので、2万円程度の定額と

し、会議時間の手当とは別途、入試業務の終了した月に支払う。

- 採点について
 - ・ 実働時間を採点担当者自身が帳簿に付け、作問責任者が確認の上、「実働時間×時間当たり単価」にて、業務の発生した月に支給する。
- その他の業務について
 - ・ 面接や会場設営など、実働時間が容易に確認できるものについては、「実働時間×時間当たり単価」にて、業務の発生した月に支給する。

【残る課題】

現状は入試業務は超過勤務手当として処理されているため、週末など休日に業務を行った場合には、手当の支給に加えて振替休日が取得できます。「入試手当」とした場合には、振替休日をどのようにするのかにつき、協議することを求めます。

以上